

令和7年10月31日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件名

超小型衛星の運用（その1）

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被扶助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) キューブサット、または超小型衛星を設計・製造・試験を実施した実績を有すること、または、当該実績を有する業者を含めた体制の確保が可能であること。（キューブサット、または超小型衛星を設計・製造・試験を実施した実績が証明できる書類等を提出）
- (2) 19000×12000画素以上（約2.5億画素）の宇宙用カメラを製造した実績を有すること、または、当該実績を有する業者を含めた体制の確保が可能であること。（19000×12000画素以上（約2.5億画素）の宇宙用カメラを製造した実績を証明できる書類等を提出）
- (3) 国内に地上局を所有し、当該設備を用いて、自社で設計製造したキューブサット、または超小型衛星を1年以上運用した実績を有すること。（地上局の所有および、製造したキューブサット、または超小型衛星の運用実績を証明できる書類等を提出）

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、仕様書1.4d)～e)に定める本役務の実施体制並びに仕様書3.8a)～c)までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料（詳細は別に示す）を令和7年11月19日（水）の18:00までに提出しなければならない。

(2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111（代）

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 内線20826（庁舎A棟10階）

Email takaseshi@ext.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816（庁舎A棟10階）

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。

また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。